

指定訪問介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 あおばが開設する、あおばケアサービス（以下「事業所」という）が行う、指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。
- 3 前項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚令第37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 あおばケアサービス
- 2 所在地 茨城県日立市金沢町一丁目10番10号

(職員の職種、及び職種内容)

第4条 事業所における従業員の職種及び職種内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 3名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護職員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 3名以上
介護福祉士 ヘルパー1級課程修了者 ヘルパー2級課程修了者
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、8/13～8/14、12/29～1/3を除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4 時間外のサービス提供については利用者の相談に応じて対応可能とする。

(指定訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」（以下「算定基準」という。）に規定する内容とし、具体的には以下のとおりである。

1 身体介護 2 生活援助

2 利用料は、算定基準に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

3 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において、指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収する。

また、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域境界を越えた地点から、1km50円

4 前項の実費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、日立市、常陸太田市、東海村、高萩市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置（責任者：大竹成子）

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

- 第 11 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(記録の整備)

- 第 12 条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- ① 訪問介護計画
 - ② 提供した具体的サービス内容等の記録
 - ③ 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - ④ 苦情の内容等に関する記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 13 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 1 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社あおばの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 25 日から施行するものとする。

この規程は、平成 23 年 6 月 27 日から施行するものとする。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものとする。

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行するものとする。

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行するものとする。